工事写真の電子納品に関する運用規程（抜粋）

1　工事発注時における特記仕様書への記載例

〔工事写真の電子納品〕

・本工事は工事写真について電子納品の対象工事とする。ただし、電子納品ソフトを購入し、基準どおりに整備できない場合は、工事写真台帳ソフト及び Word、Excel 形式等で写真データを貼り付けたものを電子媒体へ記録したものでも可とする。

・電子納品ソフトによる電子媒体での納品の作成については最新の「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準（案）」に準じて行うものとし、撮影にあたっては本市の工事記録写真撮影要領に基づくものとする。なお、市独自の対応の必要が生じた場合は、施工計画書の提出前までに監督員と協議し決定する。

・電子納品の成果品の提出部数については、電子媒体（CD-R または DVD-R、ただし DVD-R とする場合は事前に監督員の承諾を得る。）２部とし、ビュアーソフトを添付したものする。なお、着手・しゅん工写真については、工事写真帳での提出は不要とする。ただし特記仕様書に記載し、監督員が求めた場合はこの限りではない。

・受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うとともに、各検査時に写真情報の閲覧操作用機器を準備するものとする。

・その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、監督員と協議の上、その指示に従うこととする。

※ビュアーソフト

：パソコン本体にソフトをインストールすることなく（CD－R 等をパソコンのドライブに挿入し、閲覧用ファイルをクリックするだけで）起動し、納品されたものの中身が写真帳のように確認できるソフトをいう。

2　電子成果品の受領について

監督員は納品された電子媒体については、納品時にウィルスチェックを行うとともに、国土交通省のホームページからダウンロードしたチェックソフトで基準適合品かどうかをチェックする。（行政ＬＡＮに接続されたパソコンに国交省のホームページからチェックソフトをダウンロードする場合は、事前に各課で「ネットワーク機器等追加承認申請書」にて情報企画課へ申請を行う。）

3　電子納品の成果品（CD-R または DVD-R（以下、CD-R 等という）のラベル表記方法

CD-R 等には、「工事名」、「工事場所」、「作成年月」、「何枚目／全体枚数」、「発注者名」、「受注者名」、「ウィルスチェックに関する情報（ウィルス対策ソフト名、バージョン情報（ウィルス定義）、チェック年月日）」等を明記すること。CD-R 等を収納するケースの背表紙には、「工事名」、「作成年月」を横書き明記すること。

書込みについては、**専用プリンタを用いた表面のへの直接印字又は油性フェルトペン等での書き込みとする**（ボールペン、鉛筆などの硬質な筆記具は使用不可）。ラベルシール等の貼付は不可とする。

〔納入ＣＤ-Ｒ等の表書き例〕

4　検査時における成果品（CD-R 等）の閲覧方法等

（1）検査を効率的に行うため、検査職員が電子成果品について事前に内容確認を行えるよう、監督員は受注者から受領した 2 部（2 部ともビュアーソフトを添付したもの）の内 1 部を検査日の 3 日前までに検査職員に提出すること。

（2）工事写真の検査場所は工事担当課が手配する 100Ｖ電源が確保できる庁舎内等の会議室等とする。

検査で使用する機材は閲覧操作用パソコンを受注者が用意し、閲覧操作用パソコンに接続して検査職員が閲覧用に使用する外部モニターは契約検査課が貸与することができる。

検査方法は閲覧操作用パソコンを受注者自ら操作し、検査職員が指示する写真を外部モニターに映し出して行う。ただし、検査職員が受注者の用意する閲覧操作用パソコンのみで十分検査が可能と判断した場合は、外部モニターについては不要とする。

また、やむを得ず庁舎内の会議室等を使用せず現地で工事写真等の書類検査を行わなければならない場合などについては、監督員は検査職員の了承を得た上で受注者と打合せ、検査場所、検査方法等を決めることとするが、検査の質の低下を生じないよう、また受注者に過度の負担を強いることのないよう実施する。

（3）<u>しゅん工検査は電子納品された成果品を使用して行う</u>が、写真データが多く操作性の低下が認められ場合は、検査員の了解を得て受注者のパソコンのハードディスクに保存されている写真データを用いて検査をすることができる。ただし、この場合はCD-R等と同一であることの確認が取れるものとする。また、その他の検査（中間検査、部分払出来形検査、部分しゅん工検査、部分使用検査等）は検査時点では電子での成果品がないため、受注者側が用意するパソコンに保存されている編集中の写真をもって検査を行うこととする。